

美農総発第49号
令和6年2月20日

組合員各位

美馬農業協同組合
代表理事組合長 藤本 博明
(公 印 省 略)

合併に関するご報告

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に対して格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度JA徳島県発足に向け、令和6年3月12日に開催する板野郡農業協同組合の臨時総代会にて定款変更の議案提出を行います。変更内容といたしましては下記の通りとなっております。

また、定款の新旧対照表およびJA徳島県の機構については、別紙の通りとなりますので、ご確認いただきますようお願い致します。

本定款変更に対するご意見・ご要望等ございましたら同封の「ご意見・ご要望」用紙に記載のうえ組合までご提出いただきますようお願い申し上げます。

尚、いただいたご意見・ご要望については、3月12日に開催予定の板野郡農業協同組合（存続組合）の臨時総代会で報告させていただきます。

また、JAホームページやJA広報誌にてJA徳島県における今後の対応方向等について開示する予定です。

敬 具

記

<定款変更理由>

令和6年4月1日の合併により、9つの組合が1つとなることから、県内広域となる組合の様々な部門において、適切な指導・管理ができる経営体制の構築を目指し協議してきました。

JAにおいては、総合事業の適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の確立・実効性の向上が喫緊の課題となっており、なかでもコンプライアンスの確立・不祥事未然防止等の取り組みと、事業の安定的な発展の確保に向けて、特に業務執行体制の役割發揮が重要です。

また、農水省より自己改革実践サイクルの一環としての組合員との対話が求められており、合併後は、広範囲の組合員との対話や利用者の声を受け、事業に反映する体制が必要となります。

こうした状況を踏まえ、JA合併協議会において、合併後の役員体制について、「農業所得の増大に向けた経済活動」を積極的に行う観点から協議を重ねた結果、各地区の組合員の意思やニーズを遅延なく反映する体制を第一に考え、全般管理者である組合長を補佐し、JA全般を担当分野とする「副組合長」が必要との結論に至ったことから、「副組合長」の設置を可能とする規定を追加するため、定款の一部変更を行うものです。

<定款変更理由(補足)>

県下9JAが大同団結した徳島県農業協同組合（以下「JA徳島県」という。）は、3月中旬には徳島県知事からの「設立認可書」の交付を受け、4月1日に発足することとなります。

J A徳島県の役員体制については、合併総会に付議し徳島県より認可を受けた定款規定に基づき、1月10日に開催した「役員候補者会議」において役付理事予定者等の協議決定を行ったところあります。

その後、JA合併協議会において、行政庁によるJAに対する総合的監督指針において「農業所得の増大に向けた経済活動」を積極的に行っていく観点から、役員体制をどうするかなどについても、組合員と組合の役職員との間で徹底した議論を行うことが求められていることへの対応について協議を行ったところです。

その結果、専務理事・常務理事については担当分野の業務に専念する必要がある一方、JA徳島県の全般管理者である組合長を補佐しJA全般を担当分野とする副組合長についても設置が必要との結論に至りました。

J A徳島県発足後は、JA運営全般に亘る意見・要望を組合員等からいただき、より良いJA運営に資することを目的とした「地区運営委員会」を開催することとしていますが、大規模合併により多数の支店・経済センター等をかかえた中で、合併による激変緩和策として合併後1期3年間は地区担当常勤役員を配置しますが、以降は本店における役付・常勤役員のみの対応となります。

このため、現在、9JAでは常勤役員3名が組合員等への対応・慶弔対応を行っていますが、将来的には慶弔等への対応方法の検討も必要ですが、組合員の皆さんから合併した早々から、JAが遠くなったとの声をいただかないことも必要となります。

加えて地区運営委員会は開催日が重複することが想定され、全般管理者としての副組合長の必要性が認められることから、定款第32条の役付役員の規定に「副組合長」を追加するため定款の一部変更を行うものです。

以上

J A徳島県発足に関する定款変更「ご意見・ご要望」用紙

J A名		地 区		氏 名	

定款 新旧対照表

新	旧
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第31条 (略) (組合長, <u>副組合長</u> , 専務理事及び常務理事)	第1条～第31条 (略) (組合長, 専務理事及び常務理事)
第32条 理事のうち1人を組合長とし, 理事会の決議により理事のうちから選任する。 2 <u>副組合長</u> , 専務理事及び常務理事は, 必要に応じ, 理事会の議決により理事のうちから選任することができる。 3 (略) <u>4 副組合長は, 組合長を補佐してこの組合の業務を処理し, あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い, 組合長に事故あるときはその職務を代理する。</u> <u>5 専務理事は, 組合長及び副組合長を補佐してこの組合の業務を処理し, あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い, 組合長及び副組合長に事故あるときはその職務を代理する。</u> <u>6 常務理事は, 組合長, 副組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し, あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い, 組合長, 副組合長及び専務理事に事故あるときは, その職務を代理する。</u> <u>7 理事は, あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い, 組合長, 副組合長, 専務理事及び常務理事ともに事故あるときはその職務を代理する。</u> 第33条～第70条 (略)	第32条 理事のうち1人を組合長とし, 理事会の決議により理事のうちから選任する。 2 専務理事及び常務理事は, 必要に応じ, 理事会の議決により理事のうちから選任することができる。 3 (略) <u>(新設)</u> <u>4 専務理事は, 組合長を補佐してこの組合の業務を処理し, あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い, 組合長に事故あるときはその職務を代理する。</u> <u>5 常務理事は, 組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し, あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い, 組合長及び専務理事に事故あるときは, その職務を代理する。</u> <u>6 理事は, あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い, 組合長, 専務理事及び常務理事ともに事故あるときはその職務を代理する。</u> 第33条～第70条 (略)

(別紙2)

